

# I 災害補償制度の体系

1 災害補償の意義	8
2 対象となる職員	8
3 地方公務員災害補償基金	10
4 行政手続法の適用	11
(1) 審査基準及び処分基準について	11
(2) 標準処理期間の設定	11
(3) 公務外の認定等の理由の提示	13
(4) 情報の提供	13
(5) 福祉事業の取扱い	13
◎ 災害補償制度の体系に関するQ&A	
Q1 公務災害と通勤災害は、違うものなのですか。	17
Q2 清掃事務所勤務の、6か月ごとに雇用を更新している「臨時職員」は、基金による補償の対象になりますか。	17
Q3 外郭団体へ派遣されている職員は基金の補償の対象になりますか。	18

## I 災害補償制度の体系

### 1 災害補償の意義

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生するものとされていることです。民法上の損害賠償が原則として過失主義をとっていることと、この点において異なります。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なります。

さらに、災害補償制度は、一部に年金が採り入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業をも行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度であって、賠償責任保険とは異なった制度となっています。

### 2 対象となる職員

地方公務員の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、常勤職員については、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）の規定により、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）がその実施に当たり、非常勤職員については、労働者災害補償保険法による場合と、法に基づく各団体の条例や消防団員等公務災害補償等共済基金法、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律などの法令に基づく各団体の条例により、地方公共団体等が補償を実施する場合があります。

これらの関係法令等の適用関係及び補償実施機関をまとめてみると、次頁のとおりです。

(注) 「常勤職員」には、常時勤務に服することを要する職員のほか、「常勤的非常勤職員」といって常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者を含みます。

また、平成13年4月から導入された再任用制度に基づく職員については、常時勤務職員だけでなく、「短時間勤務職員」についても、常勤職員に準ずる者として、対象となる職員としています。

○災害補償制度の適用関係

常勤・非常勤の別	職	対象者	適用法令等	補償実施機関
常勤職員 (再任用短時間勤務・常勤的非常勤を含む)	特別職	知事・市町村長・一部事務組合管理者 副知事・副市町村長 会計管理者 監査委員 企業管理者	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
	一般職	教育長 一般職員 教員 警察職員 消防吏員 企業職員		
非常勤職員	特別職	議会の議員、監査委員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員、民生委員等他の法令の適用を受けない者（労働基準法別表第1に掲げる事業所（以下「労基法別表事業所」という。）以外の事業所に勤務する者）	地方公務員災害補償法に基づく条例（法69条）	地方公共団体
		消防団員及び水防団員	消防組織法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法に基づく条例	
		学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例	
	一般職	臨時職員等（他の法令の適用を受けないもの）	地方公務員災害補償法に基づく条例（法69条）	地方公共団体
		臨時職員等（労基法別表事業所に勤務する者）	労働者災害補償保険法	国（厚生労働省）
船員	労働者災害補償保険法	国（厚生労働省）		

外郭団体等（財団法人等）に派遣されている職員が、派遣先の業務遂行中に被った災害については、一般的には地方公務員災害補償法ではなく、派遣先の団体で加入する労働者災害補償保険法が適用されます。

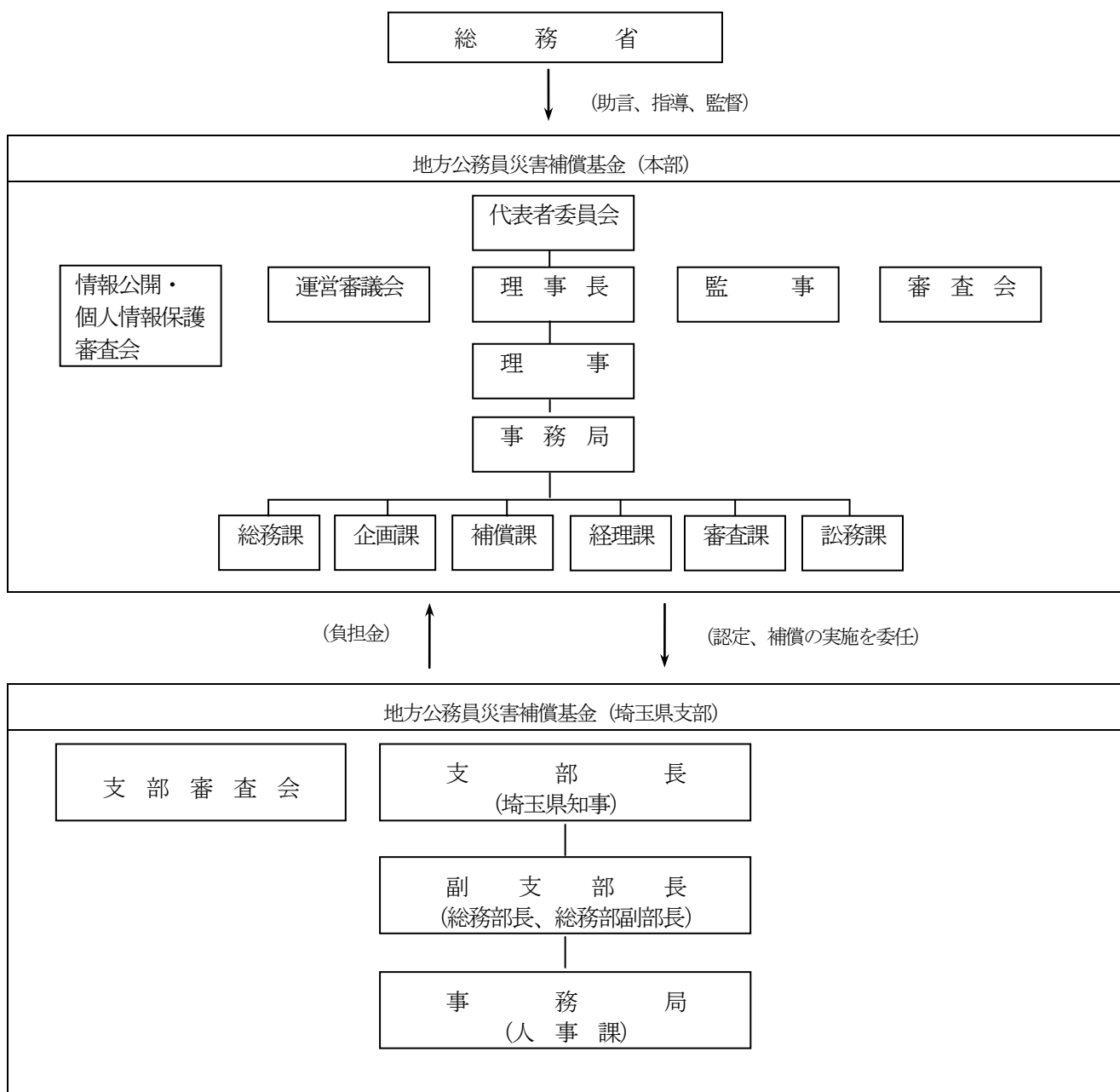
### 3 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償基金は、法によって設置された法人で、すべての職種の常勤の地方公務員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、これに対する補償の実施を、被災職員の属する地方公共団体に代わって行うものとされています。

本部は東京都に、各都道府県及び政令指定都市にはそれぞれ支部が置かれていますが、災害の認定、補償の決定及びその実施は、原則として各支部で行われます。また、その活動と補償の実施に必要な財源は、全国の各地方公共団体からの負担金で賄われています。

埼玉県支部については、埼玉県庁総務部人事課内に事務局が置かれ、支部長である埼玉県知事のもとに副支部長と事務局で組織されています。

基金の組織を図示すると、次のとおりです。



## 4 行政手続法の適用

平成6年10月1日から行政手続法（以下「手続法」という。）が施行され、災害補償制度についても手続法の規定が適用されることとなりました。地方公務員の災害補償の実施に当たって、手続法の趣旨を踏まえて次のとおりの取扱いをすることとなっています。

### （1）審査基準及び処分基準について

手続法は第5条及び第12条において、許認可、不利益処分等を行う際の具体的判断基準（審査基準、処分基準）（以下「審査基準等」という。）を定め、公表することを求めています。

災害補償制度における審査基準等については、基金本部がこれまでに出してきた通知等が該当するため、新たに審査基準等を設定しないこととされています。（P.14 地方公務員災害補償における審査基準及び処分基準一覧参照）

また、審査基準等の公表については、基金支部及び任命権者（公務災害担当課）において、地方公務員災害補償基金関係法令集及び地方公務員災害補償基金関係通達集（各任命権者に配布済み）を閲覧に供するか、求めに応じ該当箇所を提示することによって行います。

### （2）標準処理期間の設定

手続法は行政処分の迅速な処理を確保するために、第6条において標準処理期間を定めるよう努めることと規定しています。

災害補償制度における標準処理期間は次頁のとおりとなっています。

(単位：月)

補償の種類	決定内容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給（不支給）決定（負傷）	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等）	2	4	6
	当初の支給（不支給）決定（精神疾病）	2	6	8
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
障害補償	支給（不支給）決定			4
介護補償	当初の支給（不支給）決定			4
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
遺族補償 及び 葬祭補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	4	6
	支給（不支給）決定（精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	6	8

- (注) 1 この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)(以下、施行規則という。)第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいう。
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給(不支給)決定」の標準処理期間には、公務上の災害(通勤による災害を含む。以下同じ。)であるかどうかの認定に要する期間も含まれる。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給(不支給)決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給(不支給)決定」の標準処理期間による。
- 4 障害補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれる。
- 5 介護補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれる。
- 6 遺族補償及び葬祭補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれる。
- 7 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものである。
- 8 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものである。

### **(3) 公務外の認定等の理由の提示**

手続法は、申請の拒否、あるいは不利益処分を行う際には、理由を文書で示すことを義務づけています。

### **(4) 情報の提供**

手続法は第9条で、申請者の求めに応じ、審査の進行状況及び処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないと規定しています。

このような情報提供については、従来から当支部では行っており、また、各任命権者においても対応していただいていることと思いますが、手続法に規定されているということを念頭に置いて、今後も対応をお願いします。

なお、審査の進行状況とは、時間的、物理的意味で当該請求がどのような処理の段階にあるかという情報（例えば、任命権者から基金支部に送付された段階である、等）であり、処分の時期の見通しとは、時間的な観点からの情報（例えば、〇月△日頃決定する見込みである、等）です。

この情報の提供には、公務上外（支給不支給）の判断に係る見通しは含まれないので、留意する必要があります。

### **(5) 福祉事業の取扱い**

福祉事業については、手続法の適用はありませんが、(1) から(4)の取扱いに準じて行うこととしています。

上記のような手続法の趣旨に沿った事務処理を行うに当たっては、任命権者（公務災害担当課）の協力が不可欠になってきます。（特に「審査基準及び処分基準の公表」や「標準処理期間の設定」等）

手続法の趣旨を十分に反映させることによって、被災職員の権利、利益の保護が図られていくこととなります。円滑な補償事務実施のために御協力をお願いします。

## 地方公務員災害補償における審査基準及び処分基準一覧

### (総括)

- ・地方公務員災害補償基金業務規程 (昭和42年12月1日地基規程第1号)

### (公務災害及び通勤災害の認定)

- ・公務上の災害の認定基準について (平成15年9月24日地基補第153号)
- ・「職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為」の取扱いについて (昭和49年5月28日地基補第244号)
- ・出勤又は退勤の途上において職員が受けた災害の公務上外の認定について (昭和48年11月26日地基補第541号)
- ・レクリエーションに参加中の職員が受けた災害の公務上外の認定について (昭和48年11月26日地基補第542号)
- ・放射線障害の公務災害の認定について (昭和57年11月26日地基補第328号)
- ・「放射線障害の公務災害の認定について」の実施について (昭和57年11月26日地基補第329号)
- ・腰痛の公務上外の認定について (昭和52年2月14日地基補第67号)
- ・「腰痛の公務上外の認定について」の実施について (昭和52年2月14日地基補第68号)
- ・上肢業務に基づく疾病の取扱いについて (平成9年4月1日地基補第103号)
- ・「上肢業務に基づく疾病の取扱いについて」の実施について (平成9年4月1日地基補第104号)
- ・石綿による疾病の公務災害の認定について (平成21年6月1日地基補第161号)
- ・心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について (平成13年12月12日地基補第239号)
- ・「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」の実施及び  
公務起因性判断のための調査事項について (平成13年12月12日地基補第240号)
- ・精神疾患等の公務災害の認定について (平成24年3月16日地基補第61号)
- ・「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について (平成24年3月16日地基補第62号)
- ・精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について (平成24年3月16日地基補第63号)
- ・結核感染事案の公務災害の取扱いについて (平成12年12月25日地基補第284号)
- ・「通勤」の範囲の取扱いについて (昭和62年5月20日地基補第81号)
- ・東北地方太平洋沖地震における公務災害及び通勤災害の認定について (平成23年4月1日地基補第91号)

### (特殊公務災害の認定)

- ・特殊公務災害補償及び国際緊急援助活動特例災害補償事務取扱要領 (平成6年7月6日理事長決定)

### (平均給与額)

- ・平均給与額の算定について (昭和56年12月25日地基企第41号)
- ・地方公務員災害補償法施行規則第3条第6項の規定に基づく平均給与額の計算の特例について (平成3年4月1日地基企第17号)
- ・採用の日に災害を受けた場合の平均給与額等の取扱いについて (昭和57年4月6日地基企第18号)



- ・常勤職員に準ずる非常勤職員の勤務した日の取扱い (昭和53年8月5日地基企第40号)
- ・給与水準の改訂等により平均給与額の変更を生じた場合における補償額の計算方法について (昭和44年9月25日地基補第513号)

#### (療養補償)

- ・療養の範囲について (昭和42年12月1日地基補第11号)
- ・「療養の範囲について」の実施について (昭和45年10月21日地基補第510号)
- ・抗HBs人免疫グロブリン製剤及びB型肝炎ワクチンに関する療養補償の取扱いについて (昭和62年10月12日地基企第27号)
- ・HCV又はHIVに汚染された血液等に接触した場合における療養補償の取扱いについて (平成6年1月31日地基企第5号)
- ・C型肝炎に対するインターフェロン製剤の投与について (平成6年6月9日地基企第24号)
- ・傷病の治癒認定の手續について (昭和47年3月31日地基補第149号)
- ・傷病が再発した場合における事務取扱いについて (昭和56年12月25日地基企第50号)
- ・「傷病が再発した場合における事務取扱いについて」の実施について (昭和56年12月25日地基企第55号)

#### (休業補償)

- ・休業補償の取扱いについて (平成3年2月20日地基企第6号)

#### (傷病補償年金)

- ・傷病等級の決定について (昭和52年6月10日地基補第296号)
- ・傷病等級の決定に係る事務の適正化について (平成8年8月1日地基補第232号)
- ・傷病補償年金の支給の決定等について (平成6年9月29日地基企第45号)

#### (障害補償)

- ・障害等級の決定について (昭和51年10月29日地基補第599号)
- ・障害等級の決定に係る事務の適正化について (平成8年8月1日地基補第233号)
- ・障害補償の支給について (昭和56年12月25日地基企第42号)

#### (介護補償)

- ・介護補償の取扱いについて (平成8年3月29日地基企第24号)

#### (遺族補償)

- ・遺族補償の支給について (昭和56年12月25日地基企第43号)
- ・遺族補償年金の受給資格等に係る生計維持関係について (平成3年4月1日地基補第80号)

・東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族補償年金等の  
請求があった場合の取扱いについて (平成23年6月10日地基企第24号)

**(障害補償年金差額一時金)**

・障害補償年金差額一時金の支給について (昭和56年12月25日地基企第44号)

・障害補償年金差額一時金の支給事務の実施について (昭和56年12月25日地基企第51号)

**(障害補償年金前払一時金)**

・障害補償年金前払一時金の支給について (昭和56年12月25日地基企第45号)

・障害補償年金前払一時金の支給事務の実施について (昭和56年12月25日地基企第52号)

**(遺族補償年金前払一時金)**

・遺族補償年金前払一時金の支給について (昭和56年12月25日地基企第46号)

・遺族補償年金前払一時金の支給事務の実施について (昭和56年12月25日地基企第53号)

**(その他)**

・休業補償、傷病補償年金又は障害補償の制限について  
・補償を受ける権利の時効の取扱いについて  
・他の法令による年金たる給付が二ある場合における調整について (昭和52年6月14日地基企第34号)

・他の法令による給付との調整について (昭和46年11月5日地基補第449号)

・年金たる補償等の支払いに関する端数計算の取扱いについて (平成8年7月22日地基企第52号)

・年金たる補償の額等の端数処理の実施について (昭和56年2月19日地基企第6号)

・外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する  
法律の施行等に伴う災害補償事務の取扱い等について (昭和63年4月1日地基企第21号)

・補償の請求及び福祉事業の申請等に伴う診断書料等の取扱いについて (昭和47年4月1日地基補第170号)

## ◎ 災害補償制度の体系に関するQ&A

### Q1

公務災害と通勤災害は、違うものなのですか。

- 1 公務災害と通勤災害は、どちらも基金が認定し、補償していますが、その性質には、次のような違いがあります。
  - (1) 公務災害…使用者の支配管理下において発生した災害が対象で、本来の災害補償といえるものです。
  - (2) 通勤災害…未だ支配管理下にはない通勤の途上で発生した災害についても、公務災害と同程度の補償を行うというものです。
- 2 公務災害の制度は、すでに明治時代からありましたが、通勤災害の制度は、昭和48年12月1日から始まったものです。
- 3 障害特別援護金や遺族特別援護金の福祉事業において、支給内容が異なります。
- 4 その他、休暇、給与等服務上の取扱いについて、公務災害と通勤災害で、取扱いが異なることがあります。詳細は各団体の規程を御確認ください。

### Q2

清掃事務所勤務の、6か月ごとに雇用を更新している「臨時職員」は、基金による補償の対象になりますか。

- 1 基金の対象となる職員は、次のとおりです。
  - (1) 常勤の職員
  - (2) 再任用短時間勤務職員
  - (3) 上記以外の職員のうち、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えた者で、それ以後も同様の形態で勤務することを要する職員（このような職員を「常勤的非常勤職員」といいます。）
- 2 基金の対象とならない職員の災害には、次の法令が適用されます。
  - (1) 労働基準法別表第1の事業所に勤務する職員  
…労働者災害補償保険法
  - (2) 上記以外の職員（議会の議員、附属機関の委員を含む。）  
…各地方公共団体の条例（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
- 3 質問のような職員については、次のように考えていきます。
  - (1) 雇用期間が定まっているので、常勤の職員でないことは明らかです。

- (2) 上記1の(3)に該当していれば、基金の対象となります。
- (3) 上記1の(3)に該当していないときは、労働者災害補償保険法が各地方公共団体の条例が適用されます。本件で職員が勤務する清掃事務所は、別表第1第15号の「焼却、清掃又は、と畜場の事業」に該当するので、労働者災害補償保険法が適用されます（詳しくは労働基準監督署にお尋ねください。）。

Q3

外郭団体へ派遣されている職員は基金の補償の対象になりますか。

当該職員が「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき派遣されている場合は、任命権者の支配管理下から離れるため、地方公務員災害補償法ではなく、派遣先の団体で加入する労働者災害補償保険法が適用されます。

ただし、職員の派遣方法については、各市町村等によって職員の服務上、給与上の取扱いや派遣の位置づけ（研修等）が異なるため、個別の判断を必要とするケースもあります。

## 参考

### ◆労働基準法

#### 別表第1

- 1 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 2 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 3 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 4 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 5 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 6 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 7 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 8 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 9 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 10 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- 11 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 12 教育、研究又は調査の事業
- 13 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 14 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 15 焼却、清掃又はと畜場の事業

### ◆労働者災害補償保険法

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、国の直営事業、官公署の事業（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業を除く。）については、この法律は、これを適用しない。